

令和6年度スタートアップアクセラレーションプログラム運営事業業務委託
業務仕様書

1 目的

本業務は、三重県におけるスタートアップエコシステムを構築するための事業の一環として、新たに創業するスタートアップのビジネスモデル形成、事業計画の策定支援及び事業転換（第二創業）で更なる成長をめざす事業者の新規事業創出の支援を行い、持続可能な事業開発、経営ができる企業を創出することを目的とする。

2 業務内容

令和6年度スタートアップアクセラレーションプログラム運営事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和7年3月21日（金）

4 業務概要

（1）業務内容

スタートアップ等を対象とし、創業経験者等によるメンタリング、ビジネスプランのブラッシュアップを図るとともに、資金提供者や事業連携先等に対する効果的な事業PRの手法等の習得を支援する。

併せて、本委託業務の参加者募集にかかる事業説明会、支援の成果を披露する成果報告会を開催し、みえスタートアップ支援プラットフォーム参画機関、スタートアップ、大手企業・中堅企業、VC等との出会い・交流を促進し、新たなイノベーションの創出や新たなビジネスパートナーの獲得、経営者同士のネットワーク拡大等を図る。詳細は下記のとおりとする。

ア 受講対象者（以下、「参加者」という。）

- ・県内で事業の立ち上げ、事業の黒字化や資金調達等によりさらなる成長をめざすスタートアップ等
- ・新規事業の開発を進める県内企業の経営者等（既存企業内での業態転換・新規事業立ち上げ予定の方を含む）

イ 開催日時

開催期間は、契約締結日から令和7年3月14日（金）までとし、具体的な日時については契約締結後、県と受託者が協議して決定する。

ウ 実施内容

（ア）参加者の募集

- ・みえスタートアップ支援プラットフォーム参画機関、その他スタートアップ支援機関、大学・高専等と連携し、SNS広告、チラシ、インターネットホームページ等を活用して参加者を募集する。募集期間を十分に取り、参加者の発掘に努めること。なお、募集に使用するツールについてはあらかじめ県に報告し、両者協議のうえ、県が承諾したものを使用することとする。
- ・SNS広告及びチラシ配布については、事業説明会（参加者募集）時、成果報告会告知時に行うこととする。

（イ）プログラムの内容

各回に実施する内容は以下のとおりとし、詳細は後述する「オ 運営条件」を確認すること。

事業説明会	事業概要の説明及び個別相談会
セミナーや ワークショップ	事業計画のブラッシュアップ (3回以上)
メンタリング	メンターによる個別の事業相談・進捗状況の実施 (4回以上)
成果報告会	本事業参加者によるピッチの実施、ネットワーク交流会

エ 参加者の目標者数

参加者は15事業者程度とする。参加者選定にあたっては、応募書類に基づく書類審査や面談等（オンラインも可とする）による審査を実施するものとする。審査にあたっては、事前に県と協議すること。

オ 運営条件

(ア) 事業説明会

- ・スタートアップや事業転換（第二創業）の機運醸成と、本プログラムに参加する方を増加させることを目的に、起業もしくは新規事業開発に関心がある方を広く集め、本業務の目的やスケジュール等の全体説明をするとともに、同時に個別相談を受ける場を原則対面で設けることとする。

(イ) セミナーやワークショップ（以下、「セミナー等」という。）

- ・セミナー等については原則対面での開催とし、参加者のさらなる成長・加速化に資し、マッチングや支援者からの資金調達等に繋がるような内容とする。
- ・3回以上開催することとする。また、1回あたりの開催時間は概ね2～3時間程度とし、ワークショップ形式をとるなど双方向型（事前課題を設定し、その内容をディスカッションする等）の内容とすること。
- ・セミナー等の各回において、参加者に対して、想定顧客へのヒアリング、市場調査や事業のブラッシュアップの課題を課すなど、受講後にファーストカスタマーや資金調達先等に対して事業内容等を提案できるような熟度にまで高める内容となるよう努めること。

(ウ) メンタリング

- ・参加者に対して、個別にメンタリングの機会を設定し、事業の進捗状況を把握するとともに、必要な助言を実施すること。
- ・なお、メンタリングについては、各参加者4回以上実施するものとし、結果については、概要を定期的に県へ報告することとする。
- ・メンタリングは原則オンラインでの実施とするが、セミナー等と合わせて対面で実施するなど、メンタリングがより効果的に実施できるよう努めること。
- ・参加者の事業内容に対して、スタートアップの起業経験がある方やスタートアップ支援の経験が豊富な方等、多様な事業領域に対応できる適切なメンターを配置すること。

(エ) 成果報告会

a 概要及び構成

- ・原則対面開催で、参加者による成果発表の機会としてピッチ、参加者やオーディエンスのネットワーク構築に資する交流会の2部構成とする。
- ・なお、後日、アーカイブ配信ができるよう、録画・編集をすること。

b ピッチへの登壇者等について

- ・成果発表の機会となるピッチへの登壇者目標数は10～15者程度とし、登壇者は事前に実施したメンタリング、セミナー等の参加者に限る。
- ・ピッチへの登壇希望の有無はメンタリング等の実施期間中に確認することとし、登壇希望者数が目標者数を上回るときは、県と受託者、メンタリングで指導した講師等で協議のうえ、登壇者の選定を行うこととする。
- ・ピッチに対する講評者（コメンテーター）は3者程度とする。
- ・登壇者の資金調達や次の事業展開につながるよう、講評者以外にオーディエンスとして支援者等を10者以上集客すること。

c ネットワーク構築に資する交流会

- ・成果報告会登壇者や参加者が相互に交流し、ネットワーク構築を円滑に行うことができるよう工夫を行うこととする。

d アンケート

- ・来場者に対するアンケートを実施すること。

(オ) 共通事項

- ・メンタリング期間以外も、参加者からの事業のブラッシュアップ等に関する個別相談に対応できるよう、人員配置を行うこと。
- ・参加者とメンターの相談内容を把握し、その概要について記録を残すこと。
- ・本業務の参加者、講師、メンター等の関係者が、常時、コミュニケーションやディスカッションをできる仕組み（コミュニケーションツールの設定等）を整えること。
- ・参加者の募集・受付、各回の講座及び事業のブラッシュアップ等に係る調整講師やコーディネーターの手配、アンケート実施・集計に係るすべての事務を、本業務に含むものとする。
- ・各回の開催前には、講座の内容や招聘講師、事業のブラッシュアップの内容や手法等について県に報告し、あらかじめ十分に協議して当日の運営を行うこと。
- ・本業務の実施状況は逐次情報発信し、支援するスタートアップ企業のプロモーションや起業家マインド醸成につなげること。
- ・プログラム参加者に対するアンケートを実施すること。
- ・本事業のWebサイトを構築するにあたり、ドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン（pref.mie.lg.jp）を使用すること。ただし、本事業受託事業者が運営するWebサイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。
- ・令和5年度に作成した本事業Webサイトの管理については、令和5年度受託事業者よりドメインを引き継ぐこと。

引き継いだWebサイト上で、そのWebサイトの停止及び令和6年度に使用するWebサイトの案内をすること。

- ・令和6年度の本事業終了後、一定期間（1年程度）ドメインを保持すること。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、電子データ（Word または Excel）と紙（A4両面）1部を提出するものとする。

(ア) 業務全体の内容に関する実施記録（当日の様子を撮影した写真等の記録を含む）

(イ) 参加者名簿

(ウ) アンケート結果

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和7年3月21日（金）までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をするものとする。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うものとする。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報保護法第176条、第180条及び第184条並びに番号法第50条、第51条、第55条、第56条及び第57条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (5) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (6) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (7) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。

(9) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部産業イノベーション推進課技術革新班

Tel : 059-224-2227 FAX : 059-224-2078 E-mail : sougyo@pref.mie.lg.jp

担当 : 矢形、澤田